

令和6年度 第9回農業委員会総会 (6.12.20)
開 会 午後3時30分 小平市役所 6階 601会議室

議 長 ～ ただいまから、令和6年度・第9回農業委員会総会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めているよう、
お願いいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ござい
ませんか。

全 員 ～ 異議なし。

議 長 ～ 9番 村野委員、10番 滝島委員にお願いします。

第1号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明の件

議 長 ～ 1番 申 請 者
以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 1番につきましては、農地の相続人が相続税納税猶予の適用を受けるための適格者
であることを証明するものでございます。
現地調査につきましては、12月16日午後に4番金子委員、2番中村委員及び
事務局とで行っております。

1番
現地案内図は、1ページ1番です。
4番金子委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番金子委員～ 現地は、ブドウ、ナシが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されてお
り、問題ございません。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上1件を適格者として証明することに決定いたします。

第2号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

議 長 ～ 2番 申 請 者
3番 申 請 者
4番 申 請 者
5番 申 請 者
6番 申 請 者

7番	申請者
8番	申請者
9番	申請者
10番	申請者

以上9件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 2番から10番につきましては、相続税納税猶予継続手続きのために3年ごとの証明を発行するものでございます。
現地調査につきましては、12月16日午前に9番村野委員、6番清水委員及び事務局、同日午後には4番金子委員、2番中村委員及び事務局とで行っております。

2番
現地案内図は、2ページ、2番です。
9番村野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番村野委員～ 現地は、クリ、ミカンが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 3番
現地案内図は、3ページ、3番です。
9番村野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番村野委員～ 現地は、カキ、ナシが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 4番
現地案内図は、4ページ、4番です。
9番村野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番村野委員～ 現地は、ハクサイ、ブロッコリー、ダイコン、ネギ、ニンジンが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 5番
現地案内図は、5ページ、5番です。
9番村野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番村野委員～ 現地は、全体的に綺麗に耕うんされておりました。今後は、ジャガイモ、サツマイモ、ラッカセイ、サトイモなどを作付けしていく予定です。

事務局～ 6番

現地案内図は、6ページ、6番です。

4番金子委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番金子委員～ 現地は、ハウスにてパンジーやビオラの栽培が行われていました。また、柿畑については、下草の管理が行き届いていない箇所も見受けられましたので、適正に管理するよう指導を行いました。

事務局～ 7番

現地案内図は、7ページ、7番です。

4番金子委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番金子委員～ 現地は、ハナミズキやオリーブなどの植木が栽培されておりました。また、サツマイモの収穫が終わっておりましたが、下草等もなく適正に管理されており問題ございません。

事務局～ 8番

現地案内図は、8ページ、8番です。

9番村野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番村野委員～ 現地は、ネギ、ダイコン、サトイモが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 9番

現地案内図は、9ページ、9番です。

4番金子委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番金子委員～ 現地は、ニンジン、サツマイモ、サトイモ、ダイコン、ハウレンソウが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 10番

現地案内図は、10ページ及び11ページ、10番です。

4番金子委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番金子委員～ 現地は、カブ、ハウレンソウ、ネギ、ニンジン、ダイコンなどの野菜が作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長 ～ 特にないようですので、以上9件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

第3号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく申請の件

議長 ～ 11番 申請者
以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 ～ 11番につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る農地の貸借のための事業計画を審議するものでございます。
現地調査につきましては、12月16日午後4時金子委員、2番中村委員及び事務局とで行っております。

11番
現地案内図は、12ページ、11番です。
4番金子委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番金子委員～ 現地は、ブロッコリー、キャベツが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

議長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員 ～ なし

議長 ～ 特にないようですので、以上1件につきまして、事業計画決定といたします。
以上が今月の議案でございます。
次に、11月9日から12月10日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

議長 ～ 12番 申請者
13番 申請者
14番 申請者
以上3件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局 ～ 今回報告の法第3条の3第1項の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局にて行っております。

12番
現地案内図は、13ページ及び14ページ、12番です。
現況は畑でございます。

13番

現地案内図は、15ページ、13番です。

現況は畑でございます。

14番

現地案内図は、16ページ、14番です。

現況は畑でございます。

以上3件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を11月25日及び

12月4日、12月13日をもって行いましたので報告いたします。

以上でございます。

議 長～ 以上報告がありました。何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告を終わります。

第2号 農地転用のための届出の件 (法第4条)

議 長～ 15番 申請者

16番 申請者

17番 申請者

以上3件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第4条の届出に關しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、理由書を添付していただきました。

15番

現地案内図は、17ページ、15番です。

転用目的は宅地造成です。現況は畑でございます。

16番

現地案内図は、18ページ、16番です。

転用目的は専用住宅です。現況は畑でございます。

17番

現地案内図は、19ページ、17番です。

転用目的は店舗です。現況は宅地でございます。

以上3件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を11月25日及び12月13日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

第3号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

議 長～

- 18番 譲受人
譲渡人
- 19番 譲受人
譲渡人
- 20番 譲受人
譲渡人
- 21番 譲受人
譲渡人
- 22番 譲受人
譲渡人
- 23番 譲受人
譲渡人
- 24番 譲受人
譲渡人

以上7件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。

18番

現地案内図は20ページ、18番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

19番

現地案内図は17ページ、19番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

20番

現地案内図は21ページ、20番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

21番

現地案内図は21ページ、21番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

22番

現地案内図は21ページ、22番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

23番

現地案内図は22ページ、23番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

24番

現地案内図は23ページ、24番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

以上7件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を11月25日及び12月4日、12月13日をもって行いましたので報告いたします。
以上でございます。

議長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ な し

議長～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。
以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。